



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*4 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) 1

○ 告示

241 令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課) 2

242 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 5

243 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 5

244 生活保護法による指定医療機関の休止 (") 5

245 生活保護法による指定医療機関の辞退 (") 6

246 生活保護法による医療機関の指定 (") 6

247 田辺都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) 6

248 道路の位置の指定 (都市政策課) 7

249 港湾施設の公示 (港湾空港振興課) 7

○ 公告

入札公告 (情報政策課) 7

規 則

和歌山県規則第4号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2 (第13条関係)					別表第2 (第13条関係)				
区分	級	港湾名	施設名	場所	区分	級	港湾名	施設名	場所
略	略				略	略			
浮棧橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	略		浮棧橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	略	
			材木丁小型船舶係留施設	略				材木丁小型船舶係留施設	略
			冷水小型船舶係留施設	海南市冷水及び藤白地先					
			略	略			略	略	

略

略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第241号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ツ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

- (エ) ITサービスマネージャ
- (オ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ)
- (キ) プロジェクトマネージャ
- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) データベーススペシャリスト
- (コ) システムアナリスト
- (サ) 上級システムアドミニストレータ
- (シ) アプリケーションエンジニア
- (ス) 情報セキュリティアドミニストレータ
- (セ) システム監査技術者
- (ソ) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)が行う情報セキュリティマネジメントシステム(以下「ISMS」という。)審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS(JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013))の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

ケ 誓約書

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の(5)に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和5年2月21日（火）から同年3月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布する。
- なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。
- また、仕様書について、郵送又は電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。
- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和5年3月7日（火）午前9時から同月14日（火）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時等
- (1) 場所
Microsoft Teamsによるオンライン会議
- (2) 日時
令和5年3月7日（火）午前10時
- (3) 参加申込方法
6に掲げる電子メールアドレスあてに参加を申し込む旨の連絡をすること。
- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
令和5年3月7日（火）から同月22日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。
- なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和5年3月22日（水）午後5時30分までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。
- 6 資格審査申請書類の配布場所
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
郵便番号 640-8262
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp
- 7 資格審査申請書類に使用する言語
資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和5年4月7日（金）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。
- 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

10 その他

組織改正に伴う令和5年4月1日以降の取扱いについては、入札説明会において示す入札説明書による。

和歌山県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋歯新 20-26	森歯科医院	橋本市慶賀野280-1 森ビル1F	令和 4. 12. 31
紀薬新 31-27	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	令和 4. 12. 31
新歯新 19-27	花尻歯科医院	新宮市上本町2-2-2	令和 5. 1. 1
新薬新 15-27	オードラッグスーパーセンター南紀薬局	新宮市佐野三丁目11番19号	令和 5. 1. 21

和歌山県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有限会社ひだまり	新宮市下田1-1-24	ひだまり湯川	東牟婁郡那智勝浦町二河15	通所介護・介護予防通所介護	令和 5. 1. 15

和歌山県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日

有市訪新 4-28	あおい訪問看護ステーション	有田市辻堂656-3	令和 4.11.1
御医新 4-26	楠山ひふ科	御坊市菌461	令和 4.12.22

和歌山県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
紀歯新 18-26	はぎはら歯科	紀の川市貴志川町長原102	令和 4.12.31

和歌山県告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯新 34-04	森歯科医院	橋本市慶賀野280-1 森ビル1F	令和 5.1.1
紀薬新 44-04	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	令和 5.1.1
田薬新 48-04	薬局スーパードラッグキリン田辺東山店	田辺市東山2-27-17	令和 5.2.1
有薬新 21-04	やよい堂薬局有田川店	有田郡有田川町天満390-1	令和 5.2.1

和歌山県告示第247号

田辺都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和5年2月9日付け国近整計管和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業3・5・15号文里湾横断道路
- 施行者の名称 和歌山県
- 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 事業地の所在 別添図書のとおりに

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第248号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3624	橋本市高野口町伏原字塚田60番の一部、61番の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	令和 5.2.2	6.00	51.01

和歌山県告示第249号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
和歌山下津港	冷水小型船舶係留施設	海南市冷水字東焼尾及び字白紙並びに同市藤白字六本松谷及び字西ノ谷地先	小型船舶係留施設	延長297.2メートル 水深1.5メートル

供用開始年月日

令和5年4月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課に備え付ける。

公 告**入 札 公 告**

令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年2月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度及び令和6年度

(2) 業務の名称

令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託

(3) 業務の内容

仕様書による。

- (4) 業務担当部局
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和6年12月27日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
令和5年和歌山県告示第241号に規定する令和5年度行政情報システム基盤調査設計業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
 - (2) 期間
令和5年2月21日（火）から同年4月11日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
ア 入札説明書
3の（2）に同じ。
イ 仕様書
令和5年2月21日（火）から同年3月6日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
 - (3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和5年3月7日（火）午前9時から同月14日（火）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時等
 - (1) 場所
Microsoft Teamsによるオンライン会議
 - (2) 日時
令和5年3月7日（火）午前10時
 - (3) 参加申込方法
14の（1）のイに掲げる電子メールアドレスあてに参加を申し込む旨の連絡をすること。
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課別室
 - イ 入札日時
令和5年4月12日（水）午後1時30分
 - ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和5年4月12日（水）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2401
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp
- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。
- (4) この一般競争入札は、令和5年2月和歌山県議会定例会において、令和5年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。
- (5) 組織改正に伴う令和5年4月1日以降の取扱いについては、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Research and design for construction of administrative information system infrastructure in the fiscal year 2023
- (2) Time limit for tender :
1:30 p.m. 12 April 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 12 April 2023)
- (3) Contact point for the notice :
Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2401
FAX 073-428-1136
e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp